

青森市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定の手續等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5第1項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の5に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者（青森市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日実施）に規定する介護予防訪問介護相当事業及び介護予防通所介護相当事業（以下これらを「事業」という。）を行う者をいう。）の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定（以下「指定」という。）の申請（以下「指定申請」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業指定（更新）申請書（様式第1号。以下「指定（更新）申請書」という。）に別に定める書類を添付して行うものとする。

- 2 市長は、指定申請があった場合は、速やかに指定の審査を行い、その結果を当該指定申請をした者に通知するものとする。
- 3 指定を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定の更新)

第4条 法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新の申請（以下「指定更新申請」という。）は、指定（更新）申請書により行うものとする。

- 2 市長は、指定更新申請があった場合は、速やかに指定の審査を行い、その結果を当該指定更新申請をした者に通知するものとする。
- 3 指定の更新を受けた指定事業者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の届出等)

第5条 指定事業者は、指定（更新）申請書に記載した事項に変更があったときは、10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業変更届出書（様式第2号）に変更した内容が分かる書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による事業の廃止又は休止の届出は、介護予防・日常生活支援総合事業廃止（休止）届出書（様式第3号）により行うものと

する。

- 3 指定事業者は、休止した事業を再開したときは、10日以内に、介護予防・日常生活支援総合事業再開届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 指定（更新）申請書
- (2) 当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類

（事業者情報の公表及び提供）

第6条 市長は、指定又は前条各項に規定する届出書の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を公表するとともに、青森県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供するものとする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定等に係る申請者又は届出をした指定事業者（以下「申請者等」という。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに申請者等の代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める情報

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
（準備行為）
- 2 市長は、この要綱の実施の日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業を行う者の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正前の青森市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定の手続等に関する要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱による改正後の青森市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定の手続等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。